

新たな子育て支援社会の構築に向けて

社会情報研究クラスター 研究員 前田恵美

1. はじめに

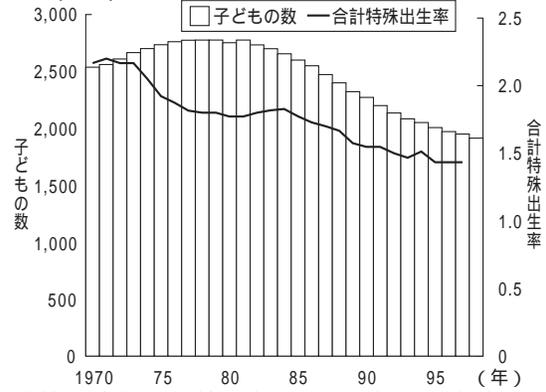
98年5月5日の子どもの日、新聞やテレビなどで「子どもの数、戦後最低」というニュースが報道された。総務庁の調査によれば、中学生以下の子どもの数は前年より33万人少ない11,918万人で、総人口に占める割合は15.2%と、いずれも戦後最低を更新した。

出生状況を示す代表的指標である合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの人数）は73年以降低下を続け、80年代前半にいったん上昇の気配を示したものの再び低下し、97年にはついに1.39にまで落ち込んだ。都市圏ではさらにこの数字を下回っており、今後も低迷することが予想される。

子どもの数は82年から17年連続の減少となっており、人口面での変調は今に始まったことではない（図表1）。政府は90年代に入ってようやくその重要性・緊急性を認識しはじめ少子化対策に着手したが、いまだ少子化に歯止めをかけるには至っていないのが現状である。少子化自体は他の主要先進諸国でもみられる現象ではあるが、わが国の合計特殊出生率はきわめて低く、近年の落ち込みが急角度である。その意味で、他先進諸国以上の対策が必須であると言われている。

家族にとって子どもをもつか否か、何人もつかといった問題は、第三者によって干渉されるべきではないという原則論はある。しかし、子育てインフラの未整備や就業女性が不利益を被る社会慣習のために子どもを産めな

（図表1）合計特殊出生率と子どもの数の年次推移
（万人）



（資料）厚生省「人口動態統計」、総務庁統計局「人口推計」

いのであれば、制度上の欠陥が少子化を助長していることになり、是正の必要があると考える。個人の多様性のある生き方を損ねないための環境整備が、政策として求められる。

このような立場から、本稿では、直接的な子育て支援に関する諸制度・システムの現状を踏まえ、問題点を浮き彫りにし解決策を探るとともに、人々が安心して子どもを産み育てられるような新たな子育て支援社会の構築への一助を提案することを目的とした。

2. 少子化の原因と影響

少子化の進行原因、および少子化がもたらす影響については、各種の論文に示されているので、ここでは要点のみを記載する（注1）。

（1）少子化の原因分析

晩婚化の進行

婚姻外出生が例外的なわが国では、未婚率

の上昇・晩婚化は、出生率の低下に直結する。いわゆる結婚適齢層における女子の未婚率はここ20年間に、2～3倍へと急激に上昇している。また、初婚年齢とほぼ連動して初産年齢も上昇し、出産適齢期が短縮され第2子以降の出生数が減少することにつながっている。

共稼ぎ世帯での出生数の抑制

いわゆる共稼ぎ世帯での出生行動が抑制されている。女性の教育水準が向上し、より専門的で高所得の職業に就くケースが多くなったことに伴い、出産・育児のための退職や休業による機会費用の損失が拡大していることが影響している。

家庭観、子供に対する価値観の変化

家父長主義の強い国では、家事・育児が女性に押し付けられるため、結婚や出産を避ける傾向があると言われている。また、自営業従事者の減少により労働力確保に対する動機が減退し、多子家族が激減している。

子育ての負担拡大

大卒サラリーマン家庭（妻・子ども2人の4人世帯）における子育て費用は3,586万円です。可処分所得の22.9%に達しているとの試算がある（注2）。これら教育関連費用などの直接的費用の経済的な負担の他にも、核家族化、コミュニティにおける相互扶助機能の低下等により、祖父母等の子育て支援が期待できなくなり、肉体的・精神的負担が増大している。

不妊患者の増加傾向

厚生省の「患者調査」によれば、87年から96年にかけて、女性の不妊患者は7,100人から11,600人へと増加している。男性の不妊患者数は同調査のデータでは増加傾向は認められないが、カールセンらの研究（注3）によれば、正常男性の精子数および精液量が減少していることが明らかになっている。近年複合的に進む環境汚染が、人間の生殖能力に悪影響を及ぼしている可能性がある。

社会全体に対する信頼の低下

現在の社会に対する漠然とした不信・不安や将来への希望がよくみえないことが深層心理として存在し、それが子孫を残すことを躊躇させている可能性が指摘されている。具体的には、熾烈な競争社会、物質主義の蔓延、いじめ・家庭内暴力の社会問題化、自然破壊などが挙げられる。

(2) 少子化の影響

このまま少子化傾向が推移した場合、想定される主な影響は以下の通りである。

社会保障制度の破綻

財政負担のかさむ高齢者が増加する一方、それを主として支える現役世代が減少することは、世代相互扶助を前提とした現状の社会保障制度（年金、医療、介護など）の存立を困難とする。

労働力の人口減少とマクロ成長力の低下

長期的には、経済成長率は労働供給力によ

って決まると言われており、生産年齢人口の減少は、これを上回る労働生産性の上昇がなければ、経済の成長力低下をもたらすことになる。

子育て環境、インフラの劣悪化

子どもの数が減少することにより、子ども同士の交流機会の減少や、過保護化により、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子育て環境の劣悪化が大きな問題となってくる可能性がある。さらに、子どもを対象とした医療機関や教育機関、娯楽施設等が過度に淘汰され、保護者にとっては利便性の低下、子育てコストの上昇につながる危険性が指摘されている。

コミュニティ機能の低下、過疎の進展

急激な人口収縮、若年層の激減、高齢者の急増は、医療・福祉、教育、防災などを中心としたコミュニティの基本機能を低下させる危険性が非常に高い。また、商業・娯楽施設等の多くは、マーケットの縮小に伴って経営が困難となり、規模の縮小・閉鎖を余儀なくされ、さらにそれが過疎化に拍車をかけるという悪循環を招くことが想定される。

(注1) Japan Research Review 98年4月号「少子化抑止に向けた政策対応の方向性」においても、少子化の背景・現状および対策の必要性が詳細に述べられている。本稿では、育児施設や職場等の生活者に身近なところでの子育てにかかわる制度の現状・問題点を深掘りすることで、より生活者本位の立場で新たな視点を前稿に加えることができると考える。

(注2) 98年4月日本総合研究所調査部試算。労働省「賃金構造基本統計調査」総務庁「全国消費実態調査」文部省「文部統計要覧」より。

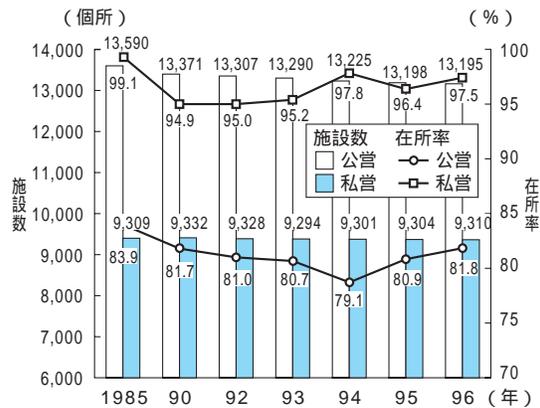
(注3) Carlsen (デンマーク,1992)。1938~91年までに発表された61件の論文を引用し、おのおの研究から得られたデータの線回帰分析によって、正常男性の平均精子数および精液量が有意に減少していることを結論づけた。

3. 育児支援にかかわるシステムの現状と問題
現在、実施されている子育て支援の現状とその問題点を挙げる。

(1) 育児施設(保育所)での子育て支援

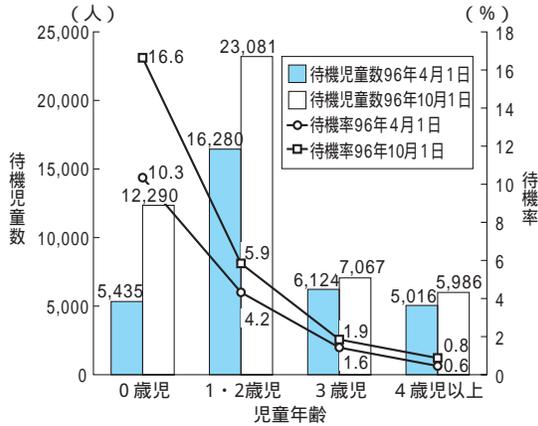
認可保育所(注4)の施設数はここ10年間ではほぼ横ばいをたどっているが、96年時点での平均在所率(在所児数÷定員)は83.9%にとどまっている(図表2)。入所キャパシティにまだ余裕がある一方で、全国で33,000人前後の待機児童が存在している。特に低年齢児童で高くなっており、0歳児においては待機率(待機児童数÷入所児童数)は10%を超えている(図表3)。さらに、都市部においてはこの傾向が強く、東京都、横浜市、川

(図表2) 保育所の施設数と在所率の年次推移



(資料) 厚生省「社会福祉施設調査報告書」

(図表3) 保育所入所待機児童数

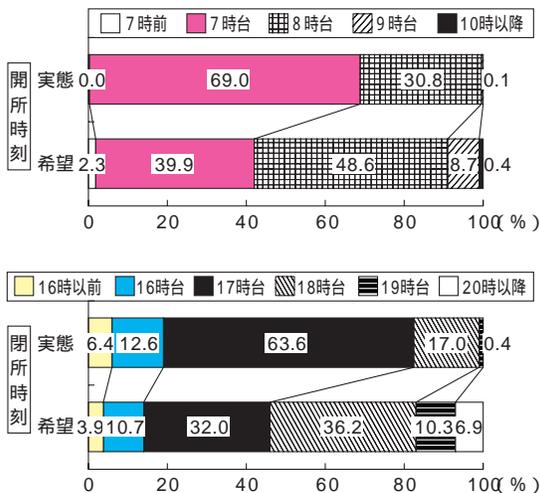


(資料) 厚生省児童家庭局保育課調べ

崎市における0歳児の待機率は20%を超えている。また、多くの保育所は、開設時間が就業者である利用者の実態に即しておらず、就労時間を調整しなければ子どもを預けられない実態がうかがえる(図表4)。

こうした状況は、乳幼児保育、延長保育などの利用者のニーズに対応した柔軟な受け入

(図表4) 保育所の開設時間の希望と実態のギャップ



(資料) 人口問題研究所「第1回全国家庭動向調査」(93年)

れ体制を備えた施設の不足によるものと考えられる。そもそも保育所は、低所得のため共働きを余儀なくされている世帯向けの福祉事業に端を発している。このような措置制度は、行政の裁量権が及びやすく、結果的に施行者の都合に合わせた運営体制に陥りやすい。

認可外保育所は、認可保育所がカバーできない延長保育や一時保育などの利便性を追求している。認可保育所の保育時間が通常8時間であるのに対して、ベビーホテルの受託時間は、1時間のみでも一昼夜でもよい等の利用者の生活にあった融通のきく施設であることが、全国で約22万人という需要を生み出していると考えられる(図表5)。

(図表5) 認可外保育施設の状況

区分	施設数(箇所)	児童数(人)
事業所内保育施設	3,455	51,835
へき地保育所	1,478	26,569
ベビーホテル	573	15,693
その他	3,881	12,359
認可外保育施設総計	9,387	219,456

(資料) 厚生省児童家庭局保育課調べ

(注) 97年1月10日現在、各都道府県で把握している数をまとめたもの。

その一方で、基本的には無認可の保育所に対する公的補助はないため、認可外保育所の利用者には、認可保育所に比べて高額な保育料を負担するだけでなく、納税により認可保育所の費用も負担するという費用の二重負担が課せられることになる。料金に競争力を持たせようとする人件費の削減などにつながり、保育の質の低下を招く危険性がある。

駅に近く送り迎えに便利な立地に開設した

認可外の駅型保育所については、施設の賃貸料や運営費を5カ年にわたって助成をする制度が94年度より設けられているが、期限を終了した後も同様の利用料で採算の取れる経営が成り立つかは疑問の残るところである。事実、最大手の事業所では撤退をすでに決定している。国策に本腰が入ってないことによる結果であろう。

(2) 職場における子育て支援

92年から施行された育児休業制度は、従業員が満1歳未満の子についての育児休業を申し出た場合、これを拒むこと、もしくはその育児休業を理由とする解雇を禁止している。ただし罰則はないため、育児休業規定を設置している企業は60.8%にとどまり、従業員30～99人の小規模な企業では55.4%に過ぎない(図表6)。育児休業制度は、対象となる女性の44.5%が利用しているが、男性は0.16%しか利用していないという状況である。制度を利用しない人の理由は、「職場の雰囲気や仕

(図表6) 育児休業制度の規定有無および取得者割合

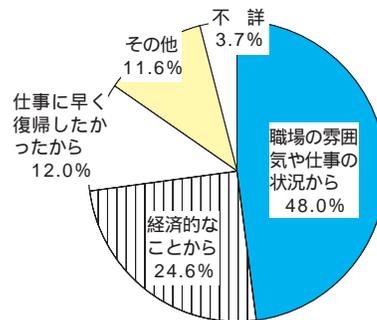
規 模	育児休業制度の規定がある事業所割合	出産した女性労働者に占める育児休業取得者の割合	配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業取得者の割合
全 体	60.80	44.50	0.16
500人以上	97.10	64.50	0.07
100～499人	81.40	29.20	0.33
30～99人	55.40	68.90	

(資料) 労働省「女子雇用管理基本調査」(96年)

(注) 労働者に占める育児休業者割合とは、育児休業制度の規定がある事業所に置いて、95年4月1日～96年3月31日の1年間に出産した者(配偶者が出産した場合も含む)に占める、96年7月1日までに育児休業を開始した者の割合。

事の状況から」が約半数を占めており、休業期間の短さ等も含めて、法が育児休業を権利として確立していないことがうかがえる(図表7)。

(図表7) 育児休業をとらない理由



(資料) 厚生省「人口動態社会経済面調査」(96年)

また、勤務時間短縮等の子育ての状況を勘案した何らかの措置をしている事業所の割合は41.2%にとどまっており、半数以上の事業所では何の措置もないのが現状である。措置を実施している事業所においても、その種類は「短時間勤務制度」「所定外労働の免除」が多く、実際の利用率が高い「事業所内託児所施設」は4.4%しか措置されておらず、利用者側の要望と制度にギャップが生じている(図表8)。

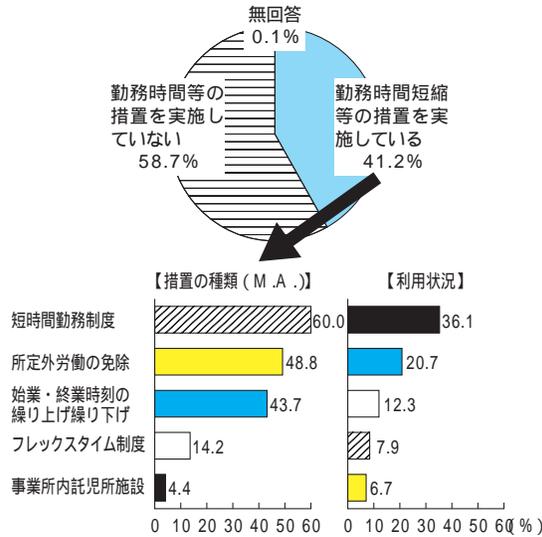
(3) 経済的な子育て支援

子育てに対する経済的支援の代表的なものは以下に示す通りである。

国・地方自治体による支援

国による経済面からの公的支援は、他の先進国に比べて貧弱であり、児童手当を例にとって比較すると、対象者の範囲、支給額とも

(図表8) 勤務時間短縮等の措置の有無、およびその種類と女性の利用状況

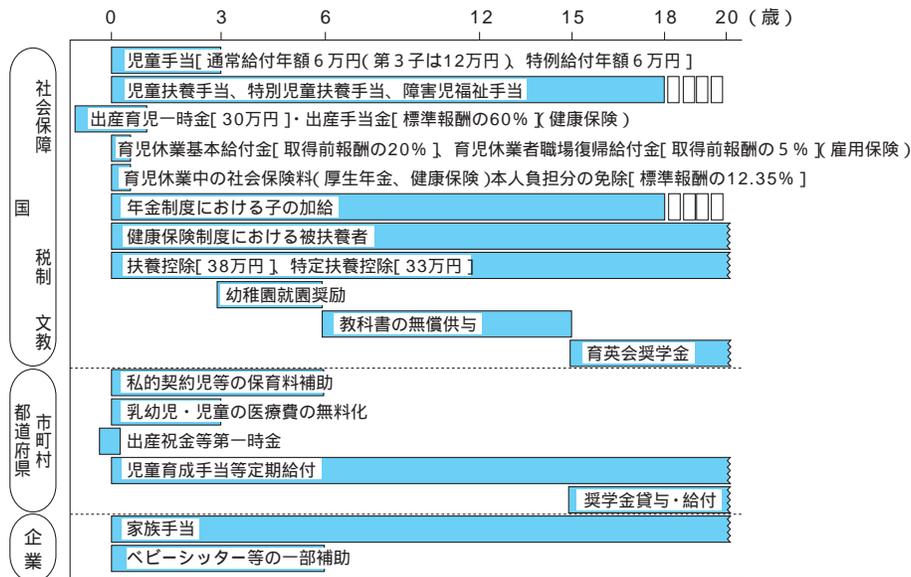


(資料) 労働省「女子雇用管理基本調査」(96年)
 (注) 利用状況: 勤務時間短縮等の措置がある事業所において95年4月~96年3月までの1年間に出産した者のうち、96年7月までの間に措置の利用を開始した者がいた事業所の割合

にかなり見劣りがする内容となっている(図表10)。他国では、多子所得対策ではなく児童全般が対象であるため、所得制限なしで支給され、支給年齢も義務教育終了前までとなっている場合が多い。それに対し、日本における児童手当は、3歳未満の児童を養育し、かつ前年の所得が一定額以下の人を対象にして支給されている(注5)。早くから少子化に直面した先進国が子育てを社会全体で支援しようとしているのに対し、わが国は未だ低所得者を中心とした経済支援にとどまっている点に、根本的な取り組み姿勢の格差がみとれる。

国の児童手当に上乗せする形で、児童育成手当等を支給する自治体や、乳幼児の医療費

(図表9) 児童・子育ての経済的支援策の概要



(資料) 厚生省児童家庭局資料に日本総合研究所が加筆・修正

(図表10) 主要国の児童手当

	支給対象児童	支給月額
日本 (1998年)	第1子から3歳未満	第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子~ 10,000円
ドイツ (1996年)	第1子から18歳未満 学生は27歳未満 失業者は21歳未満	第1子 200マルク[13,126円] 第2子 200マルク[13,126円] 第3子 300マルク[19,689円] 第4子~ 350マルク[22,971円]
スウェーデン (1998年)	第1子から16歳未満 学生は20歳まで	第1子~ 750クローナ[11,783円]
イギリス (1995年)	第1子から16歳未満 全日制教育を受けている 場合は19歳未満	第1子 45.19ポンド[8,978円] 第2子~ 36.72ポンド[7,295円]
フランス (1995年)	第2子から16歳未満 学生等は20歳未満	第2子 665フラン[12,608円] 第3子~ 852フラン[16,154円]

(資料) 厚生省児童家庭局資料等により日本総合研究所作成

(注) 換算レートは97年9月1日時点の為替相場による。フランスについては家族手当。

の自己負担金を助成する制度を実施している自治体も多い。その一方で、申請手続きが煩雑であったり、財源の状況により所得制限や年齢制限が頻繁に変更されるなど、利用者にとって使いづらい制度であるといった運営上の問題を抱えている。また、これらの支援は対象要件や手当額が自治体により異なり、住む場所によって受けられる支援に大きな格差が生じている。自治体が定住者を獲得するために競争原理を働かせてよりよいサービスを提供することになり、支援の格差自体はむしろ好影響を及ぼすとする考え方もある。もっとも、それでは迅速な対応は望めず、時間的なコストがかかってしまうことは否定できない。支援するという方向性が明確な場合には、最初から格差がない方が、制度改定にかかる社会的なコストも小さくて済むはずである。

企業による支援

企業による経済的な育児支援は、賃金によるものと、福利厚生によるものに大別できる。

まず、賃金による育児支援であるが、児童対象の家族手当支給企業は、労働省調査(92年)によると全体の74.1%で、通常もっとも高い18歳未満の第1子対象のもので、月額約3,700円に過ぎない。加えて、共働き被用者が児童を自分の被扶養者にして家族手当を受けられる場合に、配偶者より所得が高いことが条件としてあるなど、女性被用者が結果的に支援を受けられない場合が多い。また、配偶者手当という形で、育児支援を行っている場合も考えられるが、配偶者に所得のある場合は手当が無く、共働き夫婦はこの育児支援は受けられないのが現状である。

次に福利厚生による育児支援であるが、先にみたような社会保障における育児手当も企業の負担は大きく、福利厚生の一環であると捉えることができる。しかし、それを除くと平均的には極めて微々たるものであり、日経連の調査では、託児・育英にかかる福利厚生費は1人1月あたり平均27円と算定されている(図表11)。福利厚生による育児支援は、事業所内保育施設の設置が主であるが、その他経済的な支援として、社員がベビーシッターを利用する際に利用料を助成する企業もある。ただし、経団連の調査(96年)によれば全体のわずか4.4%に過ぎない。

(注4) 保育所には、児童福祉法の基準をクリアし市町村

からの認可を受けた認可保育所と、認可を受けていない認可外保育所がある。認可保育所は、国と都道府県、市町村からの補助を受けることができる。厚生省が算出した平均保育単価をもとに補助金額を計算すると、3歳未満児20人、3歳30人、4歳が40人の定員90人の施設で、年間総額5,350万円である。

(注5) サラリーマンが世帯主の4人世帯の場合、所得制限は417.8万円。自営業者の場合は238.6万円。81年の行政改革で所得制限が強化され、サラリーマンと自営業者の児童手当の支給率の差を解消するために、サラリーマンには特例給付がある。児童手当の費用負担については以下の通りである。地方負担分は都道府県と市町村で折半、公務員の児童手当、特例給付は所属庁が全額負担。

	事業主	国	地方自治体
通常給付(自営業者等):		2 / 3	1 / 3
通常給付(サラリーマン):	7 / 10	2 / 10	1 / 10
特例給付(サラリーマン):	10 / 10		

(図表11) 法定外福利費の内訳(1人1月あたり)

	金額(円)	構成割合(%)
住宅	16,111	54.1
医療・保険	2,074	7.0
生活援護	4,431	14.9
うち託児・育英	27	0.1
慶弔・共済・保険	2,143	7.2
文化・体育・レク	2,664	9.0
その他	2,333	7.8
計	29,756	100.0

(資料) 日本経営者団体連盟「福利厚生費調査結果報告書」(96年)

4. 重点施策

これまでみてきたように、現状の子育て支援に関する諸制度・システムは多くの問題点を抱えている。政府による現行の子育て支援政策では少子化の進行はとどまらず、経済界からもいっこうに実効性のあがらない政府による子育て支援政策を問題視する向きもある。しかし、その経済団体自身も、前面では小さ

な政府を提唱しながら、子育て支援策においても政府に代わって社会的責任を担おうという姿勢が欠けている面がある。

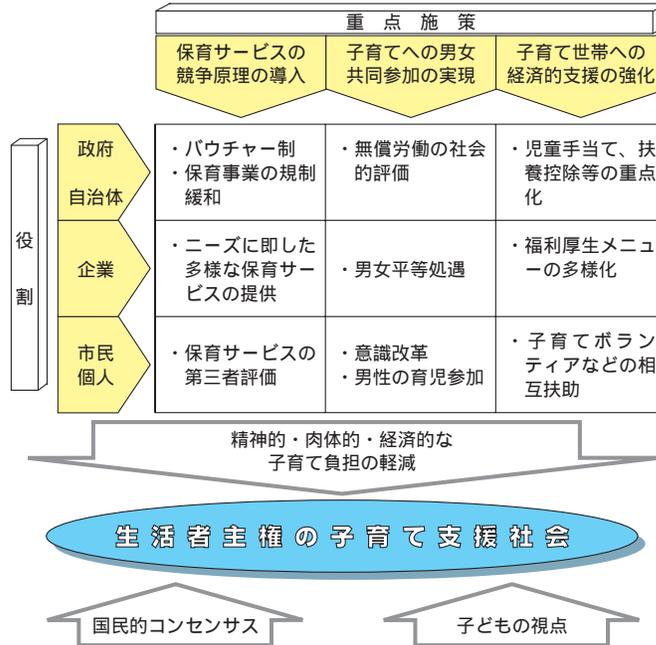
今後、社会全体として取り組むべき変革の方向性は、女性の就業と子育てを両立させるための民間主導による政策の強化であると考えられる。一方、政府は、民間がその活力を存分に発揮して子育て支援にかかわる取り組みがなされるよう、制度改革や事業支援といった促進策をとることが重要な役割となる。具体的には、次の3点を重点施策として取り上げる(図表12)。

(1) 競争原理の導入

女性の就業と子育てを両立させるための切り札は、保育所の充実である。保育所サービスの充実、女性の就業率を高める一方で、子どもを持つことの機会費用を引き下げることによって就業と子育てのトレード・オフ関係を改善させることができる。2050年までに現在の3倍の水準の保育所サービスの供給が確保されれば、出生率の回復は十分に可能となることを示すシミュレーション研究もある(注6)。

ただし、ここでいう保育所の充実とは、現行のような低所得者支援を主目的とした利用に制約の多い保育所の拡充ではなく、少子化対策のための利用ニーズにマッチした保育サービスの育成である。まず、措置制度的な考え方をやめ、利用者ニーズを反映させた使い

(図表12) 子育て支援社会の重点施策



(資料) 日本総合研究所作成

やすいサービス体系に変革していくため、競争原理を本格導入するべきであると考えます。

具体的には、これまでのコストの高い保育所運営のために行っていた助成金を廃止し、利用者にバウチャー（利用券）の形で振り替えることによって、公的支出を民間の育児支援事業のために振り替える。さらに、保育所事業にかかわる規制を緩和し、利用者のニーズにマッチした多様な業態・サービスの提供、新規参入を促す。規制緩和の内容としては、たとえば以下のものが考えられる。

- ・定員30人未満の小規模保育所の設置
- ・借用施設における保育の実施
- ・(施設の最低基準を割らない範囲で) 定員を上回る私的契約児の柔軟な受け入れ

・子ども本人の状況を勘案した障害児などの入所

これにより、利用者は自己の都合に合わせて、認可外施設、在宅保育サービスも含めた多様な選択肢からサービスを選ぶことが可能となる。これまで利用者のニーズにこたえ融通の利く運営を行っていたにもかかわらず、割高な料金負担によって競争力を奪われていた無認可施設や、ベビーシッター等の在宅保育サービス業者にとっては市場拡大の機会が創出される。新規参入業者も増えると見込まれ、競争原理が働かなかで、企業はさらに利用者のニーズに即した多様なサービスを提供することが重要な役割として課せられる。

民間事業者の参入を促進する場合、保育の

質の低下が危惧されるところである。こうした問題を解決するためには、第三者評価のシステムが必要となる。地域に根差したNPO等が、利用者のニーズに即して評価・情報提供を行えば、利用者は、自己点検・評価に加えて第三者の意見・情報を参考にして、サービスを選択することができる(注7)。このような活動が、各地域で行われれば、保育の質を担保したうえで競争原理を働かせることが可能になるであろう。

(2) 経済的支援の強化

前述したように、所得のある共働き世帯の女性は家族手当や配偶者手当による子育て支援を受けられない。一方で、専業主婦世帯の女性には、健康保険や年金の優遇措置があるなど公平性に欠ける面がある。こうした女性が仕事を離れて子育てに専念することを暗黙の前提としている現行制度の見直しが必要であり、就業の有無や世帯所得によって制限をしない制度に方向性を変えていかなければならない。違う言い方をすれば、子育ての経済的支援は、世帯単位でなく個人単位で、親に対してでなく子どもに対して保証するのだという考え方がとられるべきである。さらに介護同様、育児に伴う経済的負担を社会全体で分かち合う枠組みを構築することが求められる。

こうした考え方にに基づき、国・地方自治体の役割として、子育て期間中の所得控除額を

大幅に引き上げることが挙げられる。一方、所得控除による減税効果が弱い低所得者層に対しては、他の主要国並みに、現行の児童手当・児童育成手当の支給額や期間を拡充させる必要があるだろう(図表10参照)。経済的支援の強化は新たな財政負担を伴うが、財政支出の一方的な増加は容認されない状況にあることは言うまでもなく、行財政改革による歳出削減分を効率的に再配分することが前提となる。あわせて、将来の活力ある社会の形成に向けて、子育て支援(少子化対策)を政策の上位プライオリティに位置づけ、これに新たな財源の優先的投入を行うことが必要である。

また、企業においても家族手当や配偶者手当での支給要件を見直すとともに、育児施設の利用料や子どもの保険料の補助など、従業員の子育てにかかわる経済的支援を拡充することが求められる(注8)。ただし、ライフスタイルが多様化するにつれ、従業員が必要としている支援すべてに企業が対応することは不可能である。これについては、カフェテリアプランを導入するなど、子育て支援メニューの多様化および選択制が望まれる。

企業が子育てを支援する必要性として、次の3点を指摘したい。

- ・労働力の確保...既に生じている少子化により、日本の労働力が2000年から減少に向かうことが明らかになっている現在、優秀な人材を確保する観点からも女性の

雇用を軽視することは得策でない。

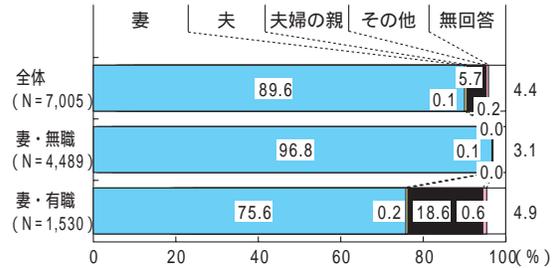
- ・イメージアップ...アメリカでは「ワーキングウーマン」誌が、毎年「女性に優しい企業100社」を選んでいるが、残念ながら日本ではそれをセールスポイントにしている企業はあまりみかけられない。「環境に優しい企業」と同様に、「働く女性に優しい企業」「家族に優しい企業」としてのイメージは有益である。
- ・社会的責任...少子化による悪影響を回避し、人々が安心して子どもを産み育てられるような社会環境を整備することは、企業市民として必然の行為である。

(3) 子育てへの男女共同参加の実現

たとえ保育所が飛躍的に充実したり、経済的支援が拡充されても、育児はそれ自体がフルタイムの仕事であり、女性だけがその仕事を担うには限界がある。先にみたように、育児休業法の利用者は多くが女性であり、男性の利用者はほとんどみられない。子育てを主に行っているのは「妻」であり、たとえ夫婦で共働きをしていても「夫」の割合は増えることはない(共働き家庭では「夫婦の親」と答える割合が高くなる図表13)。

本来、男女が共に担っていくべき育児に、なぜ共に参加できないのか。その答えは大きく3点、考えられるだろう。まずひとつには、育児は女性の役割という伝統的な性別役割分業観が、根強く残っていることが挙げられる。

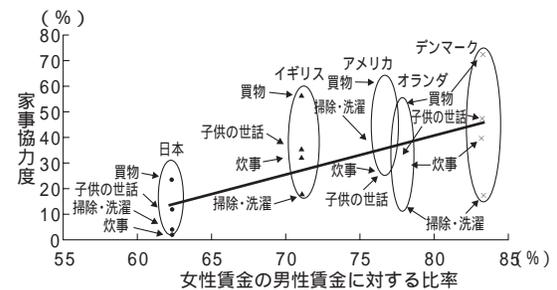
(図表13) 子育ての主な担当者



(資料) 全国社会福祉協議会「子育てに関する意識調査」(96年)

48年の児童福祉法制定から約30年間、保育に従事する者は女子に限定されていたことによる影響もあろう。2点目には、育児に対する価値が社会的・経済的に十分評価されていないため、男性だけでなく女性も育児より社会に出て働き続けることを選択する実情にあるのではないかと。3点目は、男女の賃金格差である。賃金格差が大きい国ほど夫の育児をはじめとする家事協力度が低いという調査結果がある(図表14)。共働き夫婦で夫の方が収入が高い場合、所得面からみて両者の効用を公平にするには所得が劣る分として妻がより多くの家事を負担して解消を図ることがつながることが想定される。

(図表14) 賃金格差と家事協力度の相関



(資料) 経済企画庁「国民生活白書」

(注) $y = -76.7 + 1.46x$ $R^2 = 0.279$

(-2.03) (2.89)

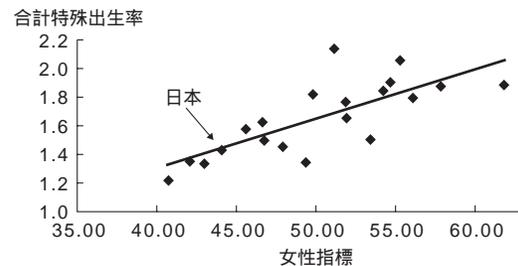
y : 家事協力度 x : 女性賃金の男性賃金に対する比率

以上のような現状をふまえ、子育てへの男女共同参加を進めていくためには、次のような方策が考えられる。まずは、育児等の無償労働に対する社会的な評価を行い、一段の周知を図ることが急務かつ重要である（注9）。また、育児講座の参加や育児休業の取得を手当金や所得控除の要件とするなど、まずは半強制的に男性の育児参加を促し、個人の責任と役割を果たせるような仕組みが考えられる。長期的には、裁量労働制、変形労働時間制といった、労働形態の多様化および弾力的な就業システムの確立が必要であろう。

スウェーデンでは、80年代以降女性の社会進出が進むとともに、出生率が逆に上昇した。税制の改革、婚姻法の改正、新機会均等法の施行など『政府による男女平等理念を目指す政策的努力が女性の社会参加の促進と出生率上昇の双方を可能にしたと考えられる』（注10）。90年には2.14にまで回復した合計特殊出生率は、戦後最悪の不況に見舞われたために96年には1.60まで落ち込んでしまっているが、出生率の上昇に男女平等施策が起因した例のひとつとして指摘できよう。経済企画庁がまとめた新国民生活指標でも、OECD加盟国では管理職に占める女性の割合、男女間の賃金格差などをもとにした女性の働きやすさ指標（女性指標）が10ポイント高いと、合計特殊出生率は0.35人多いという結果が出ている（図表15、注11）。職場での男女平等処遇がひいては出生率の上昇につながる可能性

もあり、企業に対して男女差別を禁止する有効な規制強化が望まれる。

（図表15）合計特殊出生率と女性指標の相関



（資料）経済企画庁「平成10年度新生活指標」

（注） $y = 0.035x - 0.088$ $R^2 = 0.56$

(4.99) (-0.25)

y: 合計特殊出生率 x: 女性指標

採用指標は、女性管理的職業従事者、女性専門的・技術的職業従事者、男女賃金格差、労働人口に占める女性の割合、女性のM字カーブ、男女間失業率格差、女性失業率、男女間高等教育就学率格差。

（注6）経済企画庁経済研究所「経済分析第151号」研究3-少子化の経済分析[97年]。保育所が女性の就業と出生行動に及ぼす影響を、次の4本の方程式の形でまとめている。出生率は女性の初婚年齢の高まりとともに低下するが、保育所サービスの充実によって高まる。保育所が充実すれば女性の就業率は高まる。女性の就業率が高まれば、経済的な地位の高まりにより単身生活の選択幅が広がり、初婚年齢は高まる。保育所の供給は、女性の就業率の高まりと政策的な要因とで決められる。これらの関係を表す同時方程式を解いた結果、2050年の在所率（保育所在所子ども数÷6歳未満子ども数）を1995年の25%から60%にまで高めることが必要とされることが示された。

（注7）静岡県では既に、「浜松子ども情報の会」「空飛ぶらくだ」といった市民の育児サークルが、保育所選定のポイントなどの子育てにかかわる口コミ的な情報を一般に広く提供しており、コンビニエンスストアでも情報誌として売られているほど好評を博している。

（注8）企業にとっては人件費などの労務コストが膨らむことに対する懸念がある。それによって、育児を主に担っている女性被用者は、育児支援によるコストの上昇を招くハイリスク集団と見なされ、女性の雇用を回避することが危惧される。しかし、男性

(片働き)にしても、配偶者手当、健康保険の被扶養配偶者にかかる医療費、年金の配偶者加算、遺族年金等を勘案すると、企業にとってハイリスク集団であることには違いない。育児支援が被用者の生涯の一時期に限られるのに対し、被扶養配偶者への支援が長期に継続せざるを得ない性格のものであることを考えれば、育児支援の企業負担のみを強調することは合理性に欠ける。

(注9) 無償労働の貨幣換算の試みとして、経済企画庁「無償労働の貨幣評価」(96年)がある。これによると専業主婦の家事労働評価額は年間約303万9,000円と試算されている。

(注10) 阿藤誠 [97年]「先進諸国の出生率の動向と家族政策」より引用。

(注11) 80年時点でOECDに加盟していたアメリカ、ニュージーランド、オーストラリア、スウェーデン、ノルウェー、カナダ、デンマーク、フィンランド、イギリス、フランス、ベルギー、オランダ、ポルトガル、スイス、オーストリア、日本、ギリシャ、ドイツ、イタリア、スペインの20カ国のデータ。

5. 施策の推進にあたって

子育てがしやすい、あるいは子どもが生活しやすい地域社会は、同時にあらゆる地域住民が生活しやすい地域社会でもある。出産・育児を支援する社会づくりは、心豊かな地域社会づくりであることに外ならない。高齢者や障害者の介護を、家族任せでなく、社会的に支援することの合意がほぼ形成されているように、子育ての社会化に向けて取り組んでいく必要がある。

『子どもには、家族ないし個人にとっての私的な消費財(愛情の対象としての耐久消費財)、あるいは私的生産財(事業継承者や家族内労働力)という意義だけでなく、経済成長の促進、社会保障制度の安定化といった他

の家族・個人が同時に享受しうる外部経済が存在する』(注12)として、子どもを「公共財」とみなす経済学的な見方がある。それだけでなく、子どもは大人にとって「異文化」であることが社会的な価値としての意味を持つと考えられる。子どもの発想はユニークで豊かであり、子どもという異文化を排除するような社会は、窮屈で発展性がないだろう。まちづくりやサービスの提供に子どもの視点を活かすことは、新たな問題解決の糸口にもなる。

子育てを健全な次世代を形成する社会的な投資と位置づけ、家庭、企業、地域社会、行政など社会全体で子育てを支援していく必要があり、具体的な施策については幅広く議論を重ねてナショナルコンセンサスを形成していくことが重要である。

(注12) 宮島洋 [94年]「出生率の低下と公共政策」より引用。

6. おわりに

少子化問題は、ある意味で地球環境問題に似ていると言える。目に見える形では、あるいは自分達の生きている間は大きな影響はないかもしれないが、その結果は確実に将来に現れる。地表で排出されたフロンガスが何年もかかって上空に達しオゾン層を破壊するように、現在の出生数は数十年後の人口構成を決める与件となる。逆に言えば、出生力が直ちに置換水準まで回復したとしても、今後の

数十年間の人口減少は既に避けられない事態である。

また、少子化問題は、各種社会システムの制度疲労によって発生した、という指摘がある。すなわち、産業構造や労働力需給、社会通念や価値観、ライフスタイル等の変化に、結婚制度や労働慣行、男女の役割分担、出産・育児システムなどの既存スキームが追いついていけず、結果として最も弱い部分である「子ども」に歪みが集中している構図と言えよう。

その意味で、少子化・人口減少社会が及ぼす影響を前提として、今後の社会のあらゆる分野の機構や制度を再構築し、社会全体のスキームを変えていく必要がある。少子化による人口構造の極端な歪みがもたらす将来の社会への影響を、今日の世代が見過ごすことは許されないであろう。

本稿では、「子育て支援に関する諸制度・システム」に焦点をあてて論じてきたが、もちろん少子化対策、あるいは生活者主権社会の形成に向けて講ずるべき問題は、それだけにとどまらない。今後とも「少子化」あるいは「子ども」をひとつの切り口として、社会システムの改革を幅広く議論していくことが望まれる。

(E-mail : emaeda@ird.jri.co.jp)

(98.9.16)

参考文献

- ・恩賜財団母子愛育会「子ども家庭福祉情報 第12号」
- ・厚生省「厚生白書」
- ・塩野谷祐一編 [1997]「企業内福祉と社会保障」東京大学出版会
- ・社会保障研究所編 [1994]「現代家族と社会保障」東京大学出版会
- ・人口問題審議会 [1997]「少子化に関する基本的考え方について～人口減少社会、未来への責任と選択」
- ・東京市政調査会「都市問題第88巻12号」
- ・日本教育法学会 [1996]「教育参加と子どもの権利条約」有斐閣
- ・保育研究所 [1997]「保育白書」草土文化